

分類項目新旧対照表

現 行	
分類番号	分類名

改 定 案		改 定 案 と す る 理 由
分類番号	分類名	

【中分類10】 飲料・たばこ・飼料製造業

102 酒類製造業

102 酒類製造業

酒税法の改正等により、以下の通りに細分類の分割・統合・新設及び説明文の修正を行う。ただし、果実酒及び清酒は、廃止の量的基準に満たないため、統計の継続性の観点からもそれぞれを統合していない。このため、(新設)1024醸造酒類製造業では、果実酒と清酒を除いている。

1021 果実酒製造業

1021 果実酒製造業

(一部1026へ)

1022 ビール類製造業

(名称変更) 1022 発泡性酒類製造業

1023 清酒製造業

1023 清酒製造業

(新設) 1024 醸造酒類製造業(果実酒、清酒を除く。)

1024 蒸留酒・混成酒製造業

(新設) 1025 蒸留酒類製造業

(1022、1024、1025、1026へ)

(新設) 1026 混成酒類製造業

甘味果実酒は酒税法上(基本税率)では混成酒類に分類されるため、細分類を分割して(新設)1026蒸留酒類製造業へ移動。

ビール・発泡酒に加え、これまで1022に分類されていたビール・発泡酒以外で発泡性を有する酒類を追加し、名称を変更

1024蒸留酒・混成酒製造業のうち、醸造酒類に分類されるものを分割して(新設)1024醸造種類製造業(果実酒、清酒を除く。)に移動。

1024蒸留酒・混成酒製造業のうち、蒸留酒類に分類されるものを分割して(新設)1025蒸留種類製造業に移動。

1021果実酒製造業及び1024蒸留酒・混成酒製造業のうち、混成酒類に分類されるものを分割して(新設)1026混成種類製造業に移動

※小分類単位で記載しており、分類対象を含めて変更があった分類名を青色で着色している。

分類項目新旧対照表

現 行	
分類番号	分類名

【中分類25・29】

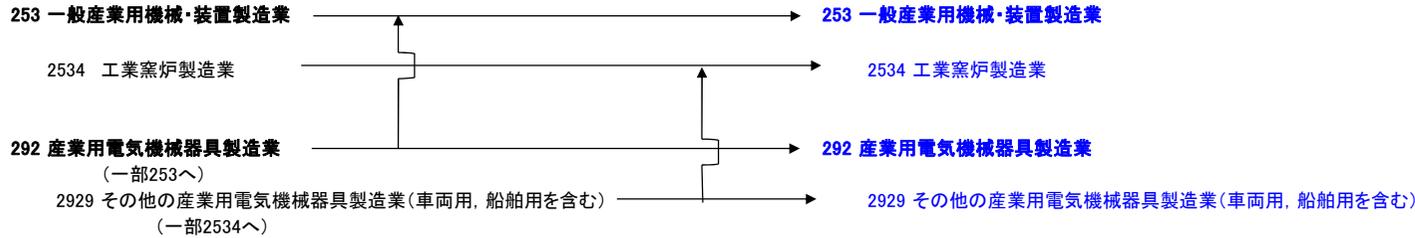
中分類25 はん用機械器具製造業

中分類29 電気機械器具製造業

改 定 案		改 定 案 と す る 理 由
分類番号	分類名	

現在、工業炉は熱源別に燃料を使用する分類(2534工業窯炉製造業)と電気を使用する2929その他の産業用電気機械器具製造業(車両用、船舶用を含む)で分離して項目立てされているが、電気窯炉類を2929から分離し、2534工業窯炉製造業に統合する。
一方、調査の継続性の観点から中分類間の移動に慎重な意見もあったことから、案①と案②を提案させていただき、ご議論いただきたいと思います。

案①



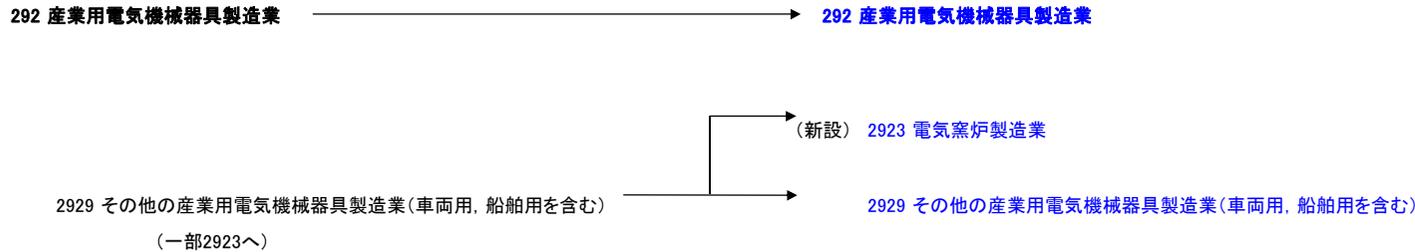
案①「電気窯炉類」を2929 その他の産業用電気機械器具製造業(車両用、船舶用を含む)から分割し、2534工業窯炉製造業へ移行

分割・移行

2929その他の産業用電気機械器具製造業(車両用、船舶用を含む)から「電気窯炉類」を分割し、2534工業窯炉製造業へ移行

「電気窯炉類」は2534工業窯炉製造業へ移行(電気窯炉類の削除)

案②



案②「電気窯炉類」を2929 その他の産業用電気機械器具製造業(車両用、船舶用を含む)から分割して、(新設)2923電気窯炉製造業へ移行

2929 その他の産業用電気機械器具製造業(車両用、船舶用を含む)から電気窯炉を分割し、(新設)2923電気窯炉製造業へ移行

電気窯炉類の削除

※小分類単位で記載しており、分類対象を含めて変更があった分類名を青色で着色している。